

## 第13回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年7月27日(火) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1番 百 々 英 夫

2番 小 田 原 憲 一

3番 永 洞 忠 志

4番 穴 吹 栄

5番 白 川 俊 明

6番 新 井 功 仁 恵

7番 橋 場 和 幸

8番 嗟 峨 弘 巳

9番 松 家 忠 夫

10番 白 川 英 之

11番 谷 口 正 明

12番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告  
について

日程第 7 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 8 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第13回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。  
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名の出席であります。  
よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立して  
おりますことを、御報告申し上げます。  
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。  
一番草の収穫が一段落し、現在はスラリー等の散布作業も終盤を迎えている頃  
かなと思いますけれども、そのような中での第13回農業委員会総会ということ  
で全員の出席をいただきまして大変ありがとうございます。  
最近のテレビ、新聞等で毎日のように報道されておりますけれども、TPP交  
渉が今週末からハワイで開催されます。それに関連して、各関係団体が反対集会  
を行っており、JA北海道連合会もハワイに代表団を派遣する予定ということ  
ですが、農産物5項目の関税ということでは、牛肉、乳製品等にはあまり影響がな  
いようではありますが、今後も交渉の行方を見守っていきたいと思っております。  
さて、昨年の農業委員の改選から1年が過ぎようとしております。新しく委員  
になられた方々におかれましては、委員活動について、だいたいの理解ができた  
のではないかとと思っておりますけれども、今後においても、我々も含め色々と  
活躍をお願いしたいと思っております。  
このあとの総会では、付議案件が2件と非常に少のうございますけれども、御  
審議のほどをよろしく願いをしながら、開催にあたっての挨拶に代えさせてい  
ただきたいと思っております。  
本日は大変ありがとうございます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定に  
より、議長において、11番谷口委員、11番堀金委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。



業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」の全ての要件を満たしているもの  
と思われまので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては  
農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第1号の質疑を整理番号順に行います。まず、整理番号1につ  
いて、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第1号を整理番号順に採決いたします。  
お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。  
これから、議案第2号の質疑を整理番号順に行います。まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第2号を整理番号順に採決いたします。  
お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職代理 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長

引き続き、会議を行います。

日程第8 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会日程につきましては、8月25日、火曜日、午後1時開催を提案いたします。

議長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月25日、火曜日、午後1時からということよろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようなので、次回総会日程については、8月25日、火曜日、午後1時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第13回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。



閉会時刻 午前10時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 11番 谷口 正明

浜中町農業委員会 12番 堀金 澄恵

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第13回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第13回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—